

## オレンジサポーターバンク事業実施要項

### 1 目的

認知症の人を優しく見守る応援者（以下「認知症サポーター」という。）の中から、認知症の人やその家族を直接支援する支援者（以下「オレンジサポーター」という。）を養成し、その名簿や提供可能な支援内容を、設置したオレンジサポーターバンクに登録管理し、認知症の人やその家族の支援ニーズと支援を繋ぐ仕組み（以下「チームオレンジ」という。）を日常生活圏域ごとに整備することを目的とする。

また、その活動を活性化することにより、認知症の人にやさしいまち「くれ」を目指す。

### 2 オレンジサポーターバンク設置場所及び管理者

呉市地域包括支援センターに設置し、呉市福祉保健部高齢者支援課（以下「担当課」という。）及び呉市地域包括支援センターに所属する認知症地域支援推進員を管理者とする。

また、広島県呉・江田島認知症疾患医療センター（以下「疾患医療センター」という。）内に所属するチームオレンジコーディネーター及び認知症地域支援推進員がオレンジサポーターバンクの総合調整を行う。

### 3 登録要件

#### (1) 登録対象者

認知症サポーター養成講座及びオレンジサポーター養成講座を受講した者

#### (2) 登録方法

別に定めるオレンジサポーターバンク登録申請書（様式1）を管理者へ提出する。

### 4 登録者の業務

#### (1) 認知症の人及びその家族への支援

オレンジサポーターが提供可能な支援内容の範囲で活動を行う。

#### (2) 認知症地域支援推進員活動の支援

認知症啓発イベントや認知症カフェ等の運営支援を行う。

#### (3) その他

管理者及び登録者が協議の上、必要と認めた活動を行う。

### 5 管理者の業務

#### (1) 登録者の情報管理

登録者情報を個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則

り，適切に管理する。

(2) 登録者への協力依頼内容を整理し，適宜，情報提供を行う。

(3) 支援ニーズと活動のマッチング

地域包括支援センター，疾患医療センター等が把握した，認知症の人やその家族の支援ニーズに対応するオレンジサポーターの紹介

## 6 チームオレンジコーディネーターの役割

(1) オレンジサポーターバンクの総合調整

ア 認知症サポーター養成講座及びオレンジサポーター養成講座の企画・開催

イ オレンジサポーターの情報を共有し，オレンジサポーターへ研修企画や呉市全域のイベントの情報提供

(2) 各種団体にアプローチし，チームオレンジ設置に向けた支援

(3) 個別の支援ニーズの解決に向けたチームオレンジ設置に向けた支援

(4) その他，管理者と協議の上，必要と認めた活動の実施

## 7 庶務

本事業の庶務は担当課が担うものとする。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか，疑義が生じた場合には，管理者及びチームオレンジコーディネーターが協議の上，決定する。

## 付 則

この要項は，令和5年7月1日から実施する